

参議院内閣委員会会議録第八号

昭和五十六年五月十四日(木曜日)
午後三時四分開会

委員の異動

五月十四日

辞任

堀江 正夫君

補欠選任

吉田 実君

出席者は左のとおり。

委員長

林 道君

理事

蔵内 修治君

竹内 潔君

矢田部 理君

藤井 恒男君

委員

板垣 正君

岡田 広君

源田 実君

中西 一郎君

林 寛子君

松垣徳太郎君

堀江 正夫君

片岡 勝治君

野田 哲君

山崎 昇君

中尾 辰義君

峯山 昭範君

安武 洋子君

秦 豊君

国務大臣

農林水産大臣 亀岡 高夫君

国務大臣 (行政管理庁長官) 中曾根康弘君

政府委員

臨時行政調査会

事務局次長

行政管理庁行政

管理局長

農林水産大臣官

房長

農林水産省経済

局長

農林水産省畜産

局長

農林水産技術会

議事務局次長

食糧庁次長

林野庁長官

水産庁長官

資源エネルギー

庁公益事業部長

事務局側

常任委員会専門

員

人事院事務総局

給与局次長

国土庁大都市圏

整備局筑波研究

学園都市建設推

進室長

説明員

林 博男君

井上 良藏君

鈴木 源三君

本日の会議に付した案件

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田部理君 中曾根長官が後の予定があるようでありますので、冒頭に質問しておきたいと思っております。

第二臨調が動き出したわけでありましたが、今後の日程と行革のプログラム等について、まず概括的にお話をいただきたいと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま臨時行政調査会の委員の皆様及び専門委員の皆様、おののおの審議を開始されております。それで、専門委員の皆様方はいろいろな専門部会に分かれて、当面は八つの専門部会がつけられておりましたが、七月のいわゆる第一次答申に備えるために第一特別部会、第二特別部会がつけられました。第一特別部会におきましては大体補助金問題や歳入歳出関係、第二特別部会におきましては定員、機構問題等が中心で、いま審議されております。それから、第一専門部会におきましては行革の理念及び今次行革の体系等が論議されております。

大体この三つの、特別部会、専門部会等で、この七月に予定されております第一次答申の内容について精力的にやっております。特に第一、第二の特別部会におきましては、今週は三日、部会を開いたりいたしましてやっていたに比べて、恐らく六月末ぐらいまでにまとまっております。それで、恐らく六月末ぐらいまでにまとまられて、調査会に案が提出されて、そして七月の初旬に調査会として見解をまとめられて、答申があるものであると期待しております。

そこで、この第一次答申は五十七年度予算に係る、影響するものが非常に多いと期待されておりますので、政府の側におきましてもそれに即応できる体制を整えておく必要がある。そういうことで、政府・与党で協議をいたしまして、ことしのいわゆる概算請求の上限枠設定を早めよう

と、こういう計画で進めておりまして、恐らく六月初旬ごろ、いわゆる五十七年度予算の概算請求上限枠、シーリングと称せられるものに関する協議が正式に行われるのではないかと予想されます。これで各省庁がその心の用意を、またどういった内容が臨調の報告で出てくるか、おのの想定もいたしまして、いろいろ計数整理や項目整理の準備をしていただく。そして、そのいわゆる上限枠、シーリング設定によって大体のグラウンドの地ならしをやっておいていただいて、そして臨調の七月第一次答申が出ましたときに中身が出てくる。そこで中身の盛りつけを行って、そして八月末ごろまでの概算請求を行う、そういう段取りで進められるものと期待しております。

これが現在の状況でございます。

○矢田部理君 きょうは農水省関係の議案なものですから、それに関連する行革の問題について、三お尋ねをしたいと思います。一つは、第一特別部会の主要対象事項として、農水省関係では農業基盤整備事業、それから食糧の運営の問題、さらには稲作転換対策などに付いてその議題に供すると。明日には農水省からのヒヤリングを予定しているようでありまして、これはどういう観点でこういう問題を取り上げようとしているのかというのを大臣に伺い、かつ農水省はこれにどう対応しようとしているのか、両大臣から伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 第一特別部会におきましては、国の歳入歳出に絡む事項についていろいろ検討を加える勉強を開始いたしました。したがって、各省庁関係で国の歳入歳入に関するところについていろいろヒヤリングを行っております。一つの問題である米の問題あるいはそのほかの農業構造改善、そのほかいずれみんな歳入歳入に關

係の大きい部分でもございますから、それらにつきまして現状がどういふふうになっているか、それに対する判断をどうすべきかという意味におきましてヒヤリングが行われるものであらうと想像しております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 農林水産省といたしましては、行軍に対する今日までずっとやってきた経緯並びに農林水産省の現状、問題点、特にたゞいま御指摘のありました基盤整備とか、生産調整とか、あるいは食糧の問題でありますとか、こういう点をありのままに、現状を第二臨調の皆さん方に御理解いただいて、そうして筋道の通ったきちんとした答申をいただくことができるように全力を挙げて御説明申し上げます、こういう心構えです。

○矢田部理君 いまのテーマが歳入歳出にかかわることは私もあるわけですが、第一次答申が七月十日にも予定をされているという前提としてヒヤリングをするとしてすれば、この三項目等については直ちにこの歳入の削減などを行うことを含みとしてヒヤリングを行うと、こういうことになるのでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 簡素にして効率的な政府をつくるということが今度の行軍の一つの目的にもなっていると思います。そういう面から歳入歳入のおおのについていろいろ洗い出してみようという作業が行われつつあるのをごいまして、いま、どの相手もどうするかというところは決まっておらぬと思います。総括的に各省庁からその現状がどうなっているかというのを調べておる段階でございまして、それがどういふふうに行われるかということ、もう少し臨調の審議の経過を見てみたいという状態でございます。

○矢田部理君 まだ内容的には詰められていない、これからの課題だということでありまして、もう一、二点伺っておきますが、補助金の一括削減あるいは整理問題がもう一つの焦点になっているわけですが、これについてはその一括論という方向づけがなされているのか、それとも個

別に内容を検討して、たとえば不要不急のものであるとか、政策目的をすでに達成したものであるとか、政策的な基盤を立てて進められるおつもりなのか、その辺の考え方はどんなふうになっているのでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いま補助金の性格あるいは補助金の状況について勉強が始まったという段階でございまして、補助金をどういふふうに行うかという考え方、方針についてはまだ決まっていなと思います。

○矢田部理君 少なくとも一括削減ということになりますとどうしても一括削減というところになりましてどうしても弱いところにしわ寄せが来る、あるいはその内容を十分検討しないまま一律一括に減らすというやり方には多くの問題点があるだろうというふうな考えられるわけですが、特に警戒心を強めておりますのは、財界主導型になりはしないのか、あるいはまた先ほど長官からもお話がありました、これから理念とか哲学についても検討を願うということになりますと、何かこの理念検討が少なくとも先行して決まったところで次のステップへ行くべき筋のものが、並行的に審議されることから理念と各論との間に距離が出てくることはないのであるか、ということについても心配、懸念をされている向きがあるわけですが、その辺はどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この点は同時並行的に進行しておりますが、専門委員会の中には兼ねておられる方もございまして、そういう意味におきまして、同時並行ではございまして、いろいろな連絡し合い、おのおのの進行状況に応じておのおのの内容を深めていくと、そういうことになると思っております。

○矢田部理君 もう一点、当面の緊急課題として公務員関係の議題が出ております。その一つに国家公務員の定員、給与、退職金の合理化という項目があるのですが、現在国会では、特に衆議院の内閣委員会を中心にして退職手当の減額問題について法案が出されているわけですが、一方でこれが

出されておるのに、またこの退職金の合理化という項目が臨調の議題に供される、論議に供されると、これはどんなことなのか、どういふ観点でこういう問題が出されてきたのか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 現在の法案は、いわゆる五十五年行革、大平行革のときにすでに決められて、先行列車となつていま軌道の上を走ってきたわけでございます。それで、五十六年行革におきましてまたいろいろ考え方を変えてつくりました、いわゆる第二臨調という新しい観点から、さらに大きなスケールで国の歳入や歳出やあるいは行政のあり方等全般を見直すという新しい視野のもとに点検が行われているということでございます。私には矛盾するとは思いません。第二臨調の場合は、さらに大きな視野からいろいろのものとの関連において今日の時点において検討を加えてみると、そういう新しい意義があると思っております。

○矢田部理君 この辺のやりとりは、また別の機会があるだろうと思っておりますからこの程度にとどめますけれども、本格的に新しい視野に立つて給与、退職金等についても全体的に洗い直すということであるとするならば、先行列車だけあわてて走らせることにはいささかの問題がありやしないか。むしろ、そこも含めてもう一度全体的な洗い直しなり見直しを考へてはどうなのかという感じがな

いわけではありませぬけれども、それは私の意見にとどめておきたいと思っております。

時間がありませぬので、敦賀の原発問題に関連して何点かお尋ねをしておきたいと思っております。

この原発問題がきわめて深刻な事故として、あるいは放射能漏れとして、社会問題あるいは政治問題になっていることは改めて私が申し上げるまでもありませんが、その中で一つ問題になっておりますのは、現地に通産省から運転管理専門官が配置をされております。その人たちがよくその任務を達成したのかどうか、権限や保安に対する管理監督がどうであったのかというようなことが

本質的な問題として問われている一方で、そのメンバーの一人に、農水省から省庁間配転で通産省に行かれた方がおられます。そのことがマスコミにも問題にされ、とりわけマスコミの記事を幾つかながめてみますと、三人に一人は米検査官である、あるいは原発に配転された米検査官というように社会面の記事になってきているわけでありまして、どうもこの通産省の動きから見ますと、そういう人たちに問題の責任を転嫁する意図でこの種情報を流したのではないかと、うな疑問も出されております。事実はどうだったのかを、まず通産省の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(石井賢吾君) お答え申し上げます。四月の二十一日、一部新聞記事としていま先生御指摘のような記事が掲載されましたが、私どもといたしましては全くかかる形での、あるいはわれわれの意思に全く反するような記事が出たことを非常に遺憾に思つておるわけでございます。

現実には十五名、現在各地の原子力発電所に専門官を常駐させておりますが、数にいたしましては、そのうちの五名は五十五年度におきまして農水省の御協力を得て配置転換をいたしました者でございますが、これらにつきましては、現実にこれまで配置されておりました十名の運転管理専門官の補佐役という立場において仕事をしていた、要するに勤務条件等が合致し、かつ優秀な方でございますので、地元との関係の連絡及び事務、記録体制の整備、そういったことで現在仕事をしていたでいていられるわけでございます。そういう新聞記事のようなことは、私どもとしましては専門官制度に対する痛烈な批判だといふふうな受けとめざるを得ないと思ひますが、そういう表現での批判というのは、私どもの本意と全く反する記事であるといふふうな思つております。

○矢田部理君 ただ、ある記者がたまたま書いたというだけではなくて、四月二十一日、一斉に各紙に掲載をされているんですね、その種記事が。

毎日、朝日、日経など。としますと、単に観測記事で書いたとか憶測で書いたとかということではなくて、どこから意図的に流したのではないかという疑いが強いのでありますが、その点いかがですか。

○政府委員(石井賢吾君) 私ども、そのような記者会見ないしそういう情報提供を行ったことは全くございません。そのような記事を見まして、二十一日、当日でございますが、夜七時からの記者会見におきまして、配置転換された者が米検査官ではないということ、それから、そもそも当庁においてそのような発表を一切してないわけでございますし、当庁としましては、現在、配置転換された方がきわめて優秀で地元でも歓迎を受けているという事実、それから私どもとしまして、さらに配置転換を受け入れていきたいということを考えておりますので、そういった基本的な考え方、あるいは敦賀発電所の事故問題と専門官、特に農水省から配置転換をいただきました専門官と全く関係がないということを二十一日の記者会見で私ども発表いたしましたのでございます。

そういうことで、私どもとしましては、専門官制度に対する批判ということとそういう記事が出たということとはきわめて遺憾であると思っておりますので、機会あるごとにこういうことの誤解を解くという努力をいたしていきたいというふうに思っております。

○矢田部理君 この点、まだお聞きしたいことがあるわけでありますが、中曽根長官との関係で少し次の質問に移ります。

もう一点だけ確認をしておきたいのは、農水省から省庁間配転で通産省が何人かの方々を受け入れたわけですが、とりわけ、この原発という高度の技術、理論なり経験なりも必要とする分野に、どうも私が聞いたところによれば、一日程度、通産省の機構とか原子力関係についての研修を行ってそのまま配置をすると、後でしばらくしてから一週間程度研修を行ったということでありまして、全く専門外の分野に、しかもこの原発に対す

る保安の指導監督に当たるといふ重要な役割、大ぜいの人たちがそこに配置をされているのはいいんですが、わずか三人の配置の中に位置づけると、仕事の性格とか内容は配慮している向きはあるわけでありまして、ということが一体どうなんでしょうか、本人の資質とか能力を超えてそういう省庁間配転や配置をすることが一体どうなるかという問題がもう一つ問われているわけですから。

そこで、この省庁間配転を実は進めてきたのはほかならぬ行管庁であるわけでありますが、今度の問題に即して、行管庁としてこの問題をどういうふうにと受けておられるか、その点、長官から伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(中曽根康弘君) 先般の敦賀発電所の問題につきまして、ただいま御指摘のような新聞記事が出ましたことは遺憾でございます。配転で来られた方々の名譽を傷つけることでもございまして、われわれの方も早速通産省に真相を調べてわれわれの方へ報告してほしいと要請をいたしました。その後、全農林の江田委員長から政府に対しても抗議がなされて、私も直接お会いして抗議文を受け取ったものでございます。

そういう経緯もございまして、この問題は看過してはならぬ問題で、行管庁としても配置転換を大幅に進めようとしておるやさきでございますから、この将来の配置転換に差し支えがあるようなことがあつてはならない、そういうような名譽が汚されたというようなことが万一あればこれは救済しなければいかぬ、そういう考えに立つて通産当局等についても厳重に真相の説明を求めたところでございます。通産としてはいまのような答弁がございました。しかし、将来にわたつてこの問題はたいに戒心すべき問題である、そのように考えております。

原子力発電所に対する専門官の派遣という今回の事業を見ますと、農水省から来られた方は非常に優秀な方で非常に勤勉でもあつたようでありまして、したがって、通産省から来ておる、技術的な

ことをよく知つておるその専門官の補佐官として一緒に働いてもらうという分については何ら差し支えがない、能力もあり、りっぱな人である、そう思いまして、この事件があつたからといってこれを変更する必要はないと、そう考えております。ただ、今後配置転換をするに際しましては、民間の企業等においては一カ月以上の研修をやりまして、徹底的に仕事を教え、また職場に習熟させるということをやっておるのであります、そういう点について大いにわれわれもこれは検討を加えなければならぬと思つた次第でございます。

○矢田部理君 職場や労働組合もそうなのでありますが、日本の官僚機構は縦社会であります。しかも雇用は終身雇用制というような形が実態化しているわけであります、そういう中で全然別の分野に配転をするということになりますと、本人の心身の苦勞はもちろんのこととして、相当の条件整備をしなければこの問題がやっぱりスムーズに流れることはないと、そういう立場から、労働組合なども条件整備なしに省庁間配転をすることは困るということをかかねてから主張をしてきたわけでありまして。

今回のケースにちなんで問題を指摘をしますと、わずか一日程度の説明、しかも、これは十二月に配転をして、二月ごろに一週間程度また訓練をした、あるいは研修をしたようであります、原子力の安全性の管理監督、保安についての指導というような、これはまあ個別の力量にもよりまされども、高度の役割、重要な任務をやつぱり負わせることはいささか無理があつたのではないかと、いささか無理がある、特に今度のようには米検査官云々というように誹謗中傷、名譽棄損まで行われるということになりますと、省庁間配転には非常に一石を投じたのではないかと、問題点を提起したのではないかと、いささかふりかへるわけでありまして、農水省としてはどんなふうにと受けておられるのでしょうか。

どうもこの行管庁が進めている省庁間配転は、私の理解するところによると、スクラップ・アンド・ビルド方式で、農林省がスクラップ化され、ビルド化しつつある通産省の方に人を渡すということが中心のように思われるわけです。五十五年頃から始まっているわけでありまして、去年、全通産省庁で省庁間配転が行われたのは八十九人のところ、農水省が実は八十五人なんです。これまでのことは、どちらかというと本人の希望を中心に省庁間配転をやつたということでありまして、それはそれなりに経過としてはわからないわけではないんですが、ただ、これから相当大量に省庁間配転をやるという場合には、無理をして動かすということも実はあり得るわけですね、あつてはならないと思ひますけれども、そんな場合に、条件整備もなしにこういうことがどんどん推進されることにはいささか問題があると。今度の事件に即して農水省としてこの点をどういうふうにと受けておられるか、どういう考え方に立つたか、この点を大臣に承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私もあの新聞を見て、見たその瞬間には、せつなく農水省が骨身を削つて他省庁に協力をする体制をとつておるのに、こういうふうに取り上げられると今後なかなかやりにくくなるなという感じを持ったのが最初でございます、すぐに聞きたかったですところ、御承知のように、昨年十一月から十二月にかけて、八十五人の配転を農水省からいたしましたわけでございます。通産省に対しては、六人の希望者を募りまして、五人だけ通産省行きを希望をし、一人はこれは不成立になつたわけでございます。その通産省に参りました五人のうちの四人は、地方局からの配転でございます。食糧庁からは一名の配転でございます。したがって、やはりそれぞれ各各省庁に配置転換が、この際は本人の希望等も十分調査をして、そうしていま矢田部委員御指摘のような手続を十分に経て行われたものと私は承知いたしております。今後も手続としてはそのような処置をしてやつぱりやりませんと、そうやって行つた先でもこのような批判を受けることもあり得るわけでありますので、やはり受け入れてい

ただいた各省庁においては、十分なる教育訓練と申しますか、その職務に十分たえるだけの処置を講じていただいた上でやはり現場の仕事に当たらしめてもらいたいなと、そういう希望を持っております。

○矢田部理君 これで中曾根長官の関係は終わりますけれども、五十五年から始めてこんな重大な事件が起きますと、もう、今年度はまだ方針が出てないようでありますが、対応できないというような声すら農水省の中には実はあるわけでありまして。その点で、今後の問題の扱いについては、省庁間配転についてはとりわけ慎重にやっていくべきだということ、その前提として、この問題については、先ほど長官からもお話がありましたように、全農林からいろいろ申し入れ書なり抗議が出てきております。この始末といえますか対応をきちつとやりませんと、問題はより複雑になるということでありますので、長官としてはこの対応を今後農水省の職員等に対してどんなふうになさねようとしているのか、この点を伺って終わりたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の事件で、新聞の報道によりまして、農水省関係の配置転換で来られた方々が大変御迷惑をおかけした結果になったことはなほ遺憾でございます。しかし、これを頂門の一針といたしまして、配置転換につきましては、おつしやいますように、条件整備それから研修そのほかにつきましては、万全の対策を講じて今後進捗してまいりたいと思っております。

○矢田部理君 農林水産大臣に伺いますが、言うならば農水省は被害者であり、通産省側は——犯人が特定できませんのでそういう言い方をしますが、言うならば被害者側という関係に立っているわけですが、大臣として通産省に何かこの問題について抗議するなり措置を求めるの対応はしているのでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 事務当局を通じて各省庁に、こういうことを、まず事実関係がどうなのかという問い合わせはすぐにもいたしましたわけ

でございます。ところが、先ほど通産からお話のありましたとおりの回答が返ってまいりました。しかし、あのようならえ方をされるというその背景には、やはりどこか心の緩みなり何なりがあるからこそやられたんじゃないかと、こういうような感じを持ちまして、二度とこういうことのないように、本人たちが、もう配転を募りまして、まあいう取り扱いはされるようなことではある希望がないというふうなことであればこれは困るわけでございますので、各省庁に對しまして、二度とああいうことのないよう、やはり先ほど行管長官からも、私から申し上げましたような配転後の研修なり何なりを万全を期していただいてということをお願いをいたしておるところでございます。

○矢田部理君 通産省の方で先ほど幾つか問題点を指摘しているわけですが、大変遺憾だったと、事実は違ふということになりますれば、それを内外に明らかにし、その真相究明をすることはもとよりであります。今後そういうことが起こらないようにどういう措置をとろうとしているのか。

それから配置転換者、それを抱える全農林等の労働組合からもいろいろ抗議なり申し入れがあるわけですが、文書で謝罪なり陳謝なりをすべきだと思ふんですが、その点はどう考えておられるか伺っておきたいと思ふます。

○政府委員(石井賢吉君) 最初に専門官制度のお尋ねでございますが、その前に若干釈明をさせていただきますかと思ふます。

昨年十二月に農水省からの配置転換によりまして受け入れられた五名の方と、現地に赴く前に私時間をかけて懇談をいたしております。それで、なれない空気の中で仕事をしていたか、私に言っているいろいろな問題があればもうすぐに私に言っていらいしやいという形で激励してお送りしたわけでございます。その後、現地の仕事の状況をまづは自身で知っていただきまして、その上でそれぞれその仕事の間に持ちになった疑問等をでき

るだけ次の講習で解きほぐしていきたい。さらにそれに加えて、原子炉運転等の専門的知識あるいは基礎的知識について講習をするという形で、実は私も講習計画を立てたわけでございます。現在はオン・ザ・ジョブ・トレーニングと申しますか、それぞれの場所において専門官と一緒に仕事をさせていただくということを進めておるわけでございます。

さらに御本人に對しましては、新聞報道がございましたので、直ちに私どもの運転管理室からそれぞれに電話をいたし、かつ国会等でこの問題数回にわたりました質疑が行われております。それぞれにつきましても質疑内容はファックスで御本人に送りまして、私どもとして配置転換された方々に、通産省としては全く記事と違つた、基本的な認識はこうであるということをお理解いただけるような努力を払つてきておるわけでございます。が、今回の専門官のあり方が問われておるといふ事故の発生によりまして、ただいま専門官制度の見直しを急いでおるところでございます。

これまでは、言うならば電気事業者と規制当局——私どもとの関係で信頼関係の上に立つて仕事をしようということを進めてきたわけでございます。が、きわめて残念なことで、信頼関係が必ずしも維持できてなかったという現実に着着したわけでございますので、そういった側面を、法的規制を背景にしながら専門官制度が運用できるようなことで現在改正を考へております。そういう改正をした段階におきまして、専門官を呼び集めてよくこの改正の趣旨及び今後の運用方針について十全を期するような打ち合わせを十分にいたしたいというふうに考へております。

それから、二十三日付で全農林からいただきました抗議申し入れ書に關しましては、私も農林御当局の御協力を受けて現在全農林とお話し合いをいたしておるわけでございますが、私どもとしましては、大臣の指示を受けました任命権者としてのエネ庁長官からはつきりと謝罪し、かつわれわれの真意をお伝えするという努力をしてい

きたいというふうに思っております。

○矢田部理君 一応謝罪なり真相を明らかにするものを書面で全農林あてに出すということですね。

○政府委員(石井賢吉君) 私ども記事そのものが出されたことがきわめて遺憾でございますので、その旨を十分にお伝えするというところで考えておりますし、またわれわれとしまして、配置転換者につきまして今回の事故と全く関係ないということ等われわれの基本的認識はお伝えするつもりでございます。

○矢田部理君 近々農林水産大臣等にもお話をし、かつ労働組合に對してもその趣旨、意向を伝えるということとで処理したいと、対応したいと、こういうことですね。

○政府委員(石井賢吉君) はい。

○矢田部理君 それは、私の希望では、できればやつぱり文書で態度を明確にしてほしいということとを強く要望しておきたいと思ふます。

この点はこの程度で終わりたいと思ふますが、やはりどうも農水省が省庁間配転のターゲットにされているという印象が強いんです。ですから、安易に今度の問題に即して考へても私は応ずるべきでない。やつぱり慎重にやらなきゃならぬ。現にこの専門官制度そのものにも問題があるわけでありまして、原子力の安全性の管理監督、指導を、その人の能力の問題、資質の問題を超えて全く別の分野にいた人がやるということが適切なかどうかというふうなことも、これは行管庁が中心に進めているわけですが、もうちょっとやつぱりこれは慎重に判断しなければならぬ問題だと思ふんです。だから、マスコミの中にもこんな記事まであるわけですね、恐るべきおぞまじき行革と。こつちに残つたから次のところへ人を移せばいいというやり方だけではやつぱり行革は進まない。そういうことで、とりわけ配置転換を省庁間でやるということには大変問題があるということとを、やつぱり十分認識をしてこれから対応をしていただきたいという希望だけ申し上げておきたいと

思います。

次の質問に移ります。

筑波の問題でありますが、筑波の研究学園都市は昭和五十四年に概成、おおむねでき上がったというところになっています。そうしますと、今回問題になっております農業研究センターは、当初政府が予定をした政府関係研究機関の筑波移転とどういうふうにかかわっているのか。位置づけその他についてまず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(川嶋良一君) 当初の計画にはなかったわけですが、その後の状況の変化によりまして農事試験場の一部というものを、農事試験場という形で農事試験場が移転をする機関に入ったわけでございます。この農業研究センターというのは、農事試験場その他の機関の廃止あるいは振りかえ等によって構成をされる予定になっておりますので、そのときには移転機関としてのもるの計画の中に入れていただくということになっておるところでございます。

○矢田部理君 これは国土庁に伺った方がいいのかもしませんが、この農業研究センターの設置、移転が決まりましたが、政府関係の研究機関としては全部これで完了すると、あるいはこれが最後になるというふうな考えでいいのでしょうか。

○説明員(井上良蔵君) お答えいたします。

この筑波への国等の研究機関の移転につきましては、当初四十三の機関が閣議の了解をもちまして決定されたわけですが、その後二機関が追加されました現在四十五の機関、これがすでにほぼ概成したわけでございます。今後の移転につきましては、現在政府でつくっております筑波研究学園都市建設推進本部というのがございますので、ここで議論をいたしまして、適正なものとして承して設置をしていくという形になっておりますので、その議論を待って進めていくことになっております。

○矢田部理君 従来計画したものはこれで終わりになるということですね。

○説明員(井上良蔵君) そのとおりでございます。

○矢田部理君 そこで、政府関係の四十五でしたか、の研究機関については、今回の農業研究センターで一応終わることになるわけですが、この研究施設の移転につきましては、当初予定はいつごろ概成する予定だったのか、それから現実には、まだこれが最後ですが、残っているということに相当おくれられているわけですが、どの程度おくれなのか、その点を伺います。

○説明員(井上良蔵君) 国等の研究機関の建設につきましては、当初五十年に概成をするという予定で進めていたわけですが、その後経済問題等々ございまして、それが再度五十四年に概成するというふうに変更をされました。その五十四年の決定どおり一応概成は終わった段階でございます。

○矢田部理君 いや、これが最後だと、農業研究センターが最後だということになれば、まだ終わっていないということになりませんか。

○説明員(井上良蔵君) 概成というもののとらえ方でございますが、研究所の業務といふもののはいろいろ新しい部門も出てまいっているわけですが、そういうことで概成という考え方は、従前の業務ができる内容の施設ができ上がるのを、私は私も概成と、こう申し上げておるわけでございます。今後いろいろなそういう新しい研究等が加えられていきます場合の施設増設等は当然なされていくものであろうかと考えます。それから、全く新しいものの新設につきましては、先ほど申しましたように、国に設けております筑波研究学園都市建設推進本部におきまして、適切な機関の新設あるいは移転が出てまいりますればそこで議論をいたしまして対処していくということになっておるわけでございます。

○矢田部理君 この議論を余り空回りさせたくないのですが、今回の農業研究センターは、農事試験場の一部移転という、従来あった答申そのものではありませんが、それを土台にしてセンター

的なものをつくるということですから、どちらかと言えども本来予定をされていた機関の移転、設置ということにはなりはしないのか。そうだとするならば、五十四年概成という概念のとおり方にもよりますが、ようやくこれから法案を審議をして最終的に仕切るわけでありまして、それに基づいて設置が決まるということになって初めて概成というか、一般落というふうにならざるものではないのかと、こう聞いています。

○説明員(井上良蔵君) 今度の新しいセンターにつきましては、われわれ農水省から聞いておりますところでは、すでに農事試験場の施設としまして整備されている施設及び共同施設として整備されている施設を利用して研究等がなされるというふう聞いておりますので、そういう全く新しい新設というふうにはとらえていないわけでございます。

○矢田部理君 施設はすでにできている、そこを利用するので概成は五十四年というふうな受けとめて、こういう趣旨ですね。

そこで、次の質問であります。そういうことで研究施設等は五十四年概成、今回でいづれにしても最後ということのようでありまして、同時に生活環境整備といふ点で都市機能の整備といふ点で、そういう観点では著しく実は学園都市の建設はおくれているというふうには私は受けとめておるわけでありまして、これについての基本構想、これはどうなっているのか。どの程度の水準にまで達したのか。今後残されている課題、問題等はどんな点があるのか。それをまず概括的に説明してほしいと思ひます。

○説明員(井上良蔵君) この都市の基本計画につきましては、先ほど申しました筑波研究学園都市建設推進本部におきまして基本的大綱をつくりまして、その基本的な方向を示しますと同時に、都市の施設の整備計画の概要も本部におきまして、おおむね定めているわけでございます。そのうち、現在この都市につきましては、用排水施設あるいは交通施設等の先行的に整備すべき施設につきま

してはほぼでき上がっているところでございまして。しかしまた、人口見合いの施設につきましても、ショッピングセンター、小学校等それ相応の整備をいたしてきているわけでございますが、やはり何と申しまして、こういう大きな都市をつくっていく場合は都市機能の完全な整備といえます。また、人口の増加に比例したもので整備すべき施設がたくさんあるわけでございます。そういう意味で、購買施設とか、あるいは交通関係の施設、医療施設等の不備もまだ残されているところがございますが、そういうものの整備については今後努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○矢田部理君 少し概括的なので個別的に伺いたいと思ひますが、研究施設はあそこに移動をいたしましたけれども、どうも人が定着をしない。東京からの通勤者や単身赴任者、家族を前のところに残している、そういう人たちが実は多いわけでありまして、一体それはなぜなのかということになります。決定的と言っているけれども、住む環境になっていない。都市機能の整備がはかばかしくなっている。大きな原因がありはしないかと。たとえば交通機関であります。言うならば、八〇%の人たちがマイカーに頼らざるを得ない。バス等もないわけではあります。非常に時間の問題でも、それから間隔の問題でも、非常ににしかない。したがって、どうしてもやっぱり個人の車に頼らざるを得ない。あるいは、研究者が多いわけでありまして、東京や大学に資料の収集や勉強、打ち合わせ等によりは交通機関がありませんから、言うならばもうタクシーに乗りざるを得ない。こういう交通機関が決定的に整備されていない。この点一体どう考えるのか。

○説明員(井上良蔵君) 御指摘のとおり、人口定着がまだ十分でございませぬ。人口の計画はこの都市二十万でございますが、現在約十二万六千

程度でございます。特に計画的開発を行いました研究学園地区十万人の人口予定でございますが、そこに現在二万七千程度の人口定着でございます。この原因といたしまして、御指摘の都市機能がまだ十分ではないという点も確かにございます。そのほか、やはり大きな原因といたしましては職場の問題があるかと考えております。そういうことで、都心地域を整備して第三次産業人口を張りつめる、あるいは周辺の工業団地等の市街地を開発いたしまして職場を確保するというような施策を講じてやっていく必要がある。都市機能の向上ということと職場の確保というものを両輪のごとく打っていかねばいけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

特に御指摘の交通問題でございますが、確かにああいふ場所でございますので交通の不便はかなりのものであるわけでございますが、国土庁におきましては、当初バスの無償供与あるいはバス路線の強化というように努力いたしてきておりまして、また、特に五十四年度概成を控えましては、一年間に九系統のバス路線を強化するというようなこと、バス会社等と交渉しながら強化を図ってきたところでございますが、確かに言われるとおり十分ではございません。しかし、今後こういう問題につきましても鋭意関係のところと協議しながら、できるだけ強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○矢田部理君 それは社会福祉施設や文化施設についても言えることでありまして、いろいろ当初都市機能の整備ということで立てられた計画もまだ、一部はもちろんできておりますが、十分にでき上がっておらない。たとえば、研究学園都市であるならば、当然当初予定の図書館などはこれはもう最低必要なものだということですが、いまだに具体化しておらない。もちろん医療の体制も、とりわけ救急医療の体制等がきわめて不十分というようなことから、言うならばあそこに住もうにも住めないというのが現実じゃないかというふうにも思われるわけです。

その中で、では一つ中心的に取り上げていきたいと思ひますのは高等学校なんです。当初の計画では高等学校を四校つくるという計画になっておったのですが、県立高校は一校しかできない。あと私立の高校がありますが、これは筑波の人たちを対象にした高校とは必ずしも言いがたい。むしろ海外に行っている人たちの子弟を預かるといふようなことを中心に、筑波大学系列の人たちがつくれた高校であります。したがって、実際問題としてこの六町村の人たちが筑波学園都市の関係町村ということになり、将来町村合併を予定しているわけでありましても、そこの中にはいわば県立高校一つしかない。したがって、そこに住む人たちの、言うならば子弟のうち二割五分程度しか地元の高校に通えない、こういう実態なんです。したがって、研究施設はできたけれども、そういう都市機能なり教育、社会、文化諸施設等がでないために、言うならば定住しない、なかなかあそこ家族ともどもやっぱり住めない、こういう現状があるわけであります。高校問題について一体どういうふうに考えておられるのか、教育問題についてどういう取り組みをしようとなさっておられるのか、その点を承りたいと思ひます。

○説明員(井上良蔵君) 高校につきましては、この都市の計画におきましては四校つくるという計画になっておりまして、御指摘のとおり、二校すでにでき上がっているわけでございます。そのうち一校が県立、一校は私立ということになっております。その県立高校については五十四年度に建設したところでございますが、しかし非常に評判もよろしゅうございまして、土浦等からの学生の流入等もあり、確かに狭き門になっておるといふような状況でございます。しかし、五十八年までの県の計画によりますれば、土浦に一つ県立の高校をつくるということになっておりますので、そういう意味でかなり緩和されるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

○矢田部理君 他町村に、ほかの地区にある高校に行けというのはいさし問題があるわけでありま

して、やっぱり新しく移り住んだ人たちの需要をその地区で満たせるような都市環境の整備といひますか、教育問題を含む生活環境の整備をやる責任が政府としてあるのではないですか。もともと四校という計画もそのことを私は指していたものというふうな受けとめていらっしゃるんですが、そうじゃないんですか。土浦とか、もうちょっと遠いところには高校ができるからいいことで、そちらに乗るということにはならないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(井上良蔵君) 現在のところ、高校の学区といひますものはこの六カ町村だけの区域でございまして、多少それよりも広い区域にまたがっているわけでございまして、そういうことで現在、ここにできました高校はかなり評判がよくございまして、そういう外部の地域から流入しているという現状があるわけでございます。そういう意味で、先ほど申しましたように土浦に一校できますれば、そういう流入がなくなり、この地元の方々の入りやすくなるというふうなふうに考えているところでございます。

○矢田部理君 一部は緩和されるかもしれませんが、移転者の二五％の子弟しかその移転地区の学校に行けない、あとは他の地区に通学せざるを得ないというの、当初の移転計画からしても、それから今日のなやっぱ移転をした方々の立場から見ても、いかにもひどいということになるんじゃないですか。もちろん、これは県立高校ですから県が負担すべきだという議論も一部にはないわけではあります。けれどももともと県の施策として研究学園都市をつくったのではありませんか、誘致運動その他はやつたかもしれませんけれども、高校は県が主としてあれは基本的には責任を持つことになるわけでありまして、こういう国の施策として研究施設を大量にやつたりあそこを持つていたということになりましたら、県の負担ではなくて、むしろ国の負担として、あるいは政府の責任においてあそこ当初予定した四校ぐらゐの高校は責任を持つてつくるべきだというふうな考えま

すが、国土庁いかがでしょうか。それから、農林水産大臣にもぜひこの点は——農水省関係の施設、研究機関が非常に多いわけですから、何とかセンターをつくらねばそれで終わらだということではなしに、関係機関あるいは省庁が集まって推進本部もできておるわけでありまして、その都市機能、都市環境の整備のためにも一段の御努力をしてほしいというふうな考えのわけですが、国土庁と農林水産大臣の双方からこの点についての考え方を承つておきたいと思ひます。

○説明員(井上良蔵君) 高校の規模につきましては、現在、あちらへ移転、移住いたしました公務員に見合った分の、数量的には十分でございまして、あるわけではございません。ただ、先ほどから申し上げましたように、それ以外の方々も多数に流入されるというのが現状でございます。この辺は県全体の急増地域対策等もあり、なかなか高校の数が少ないという現状もあるようでございます。そういうことでわれわれもできるだけ早く、あの都市につくつていただくようにというふうにお願ひして、用地の用意等協力をお願いしております。でございますが、確かに言われましたような問題がございまして、今後ともその辺につきましては努力はしてまいりたいと考えております。

○国務大臣(亀岡高夫君) 国家事業として筑波学園都市を計画し、しかもこれを建設して概成を見たわけでございます。私どもも実はその環境の整備には人一倍神経を使い、また速やかな整備を図ることに全力を挙げておるわけでございますけれども、やはり地元県との関係等があつて、いま御指摘の高校等は、これはやはり県の方でお願いをしなくちゃならぬという問題でございます。そういう点につきましては国土庁が中心になつて、もう、四校建てますよと、こういう計画を決定をいたしておるわけであります。それがなかなかやはり実現できないというところは、いろいろ事情はあるかとも思ひますけれども、やっぱり日本としての科学者があそこ集まつて、そして将来日本が

生きていくために必要な科学技術の開発をひとつ懸命にやろうという意思決定をして、あれだけの投資をしたわけでありまして、あれを国民のために必要な科学技術の開発をするためには、やはりあそこ技術者がもう本心に底からあそこを愛して、そして研究に没頭できるような環境をつくっていかねばいかぬ。そういう意味においては、私はいま国土庁の関係者の答弁を聞いておいて、まことに心もとないと。これはやはり国土庁長官に私から申し上げまして、そしてそういう点の環境整備には、概成したんだからもういいんだといったようなことじゃなく、やはりあそこ成果が最大に発揮されるようにしていくことが私どもの務めである、こう考えております。

○矢田部理君 医療は自治体の責任だ、あるいは教育は県の責任だということではなしに、そこももちろんかわることになるかとは思いますが、けれども、やっぱり国家的事業として推進をしてきたわけですから、県は他の人口急増地帯等もあつてなかなか手が回らない部分も実はあるわけですね。その点ではやっぱり国自身の責任で高校の一つや二つはつくるといふような構え、あるいはその進め方にしませんが、実際やっぱり人が移り住まない。そのことは家庭が落ちつきませんし、子供のことも気になりますから研究成果も上がらない。あるいは東京から通勤をせざるを得ないという点で、勤労者に非常に無理を強いる。当然のことながら、いろんな面で出費がかさむ状況が今日も続いているわけですね。その点でやっぱり十分に留意をしてほしいというふうに考えます。特に、笑い話みたいな話ですが、商店なんかでも非常に少ないために、商品の選択幅がないんですね。隣のうちに奥さんが遊びに行つて、あら、うちのスリッパがこちらにきていないわと、こう言う。同じスリッパしか売っていないものだから、そんな笑い話まで出るような始末なんです。その点で、全体の生活環境の整備、都市機能の充実ということに特段のやっぱり御努力を今後とも関係政府筋

でいただきたいし、とりわけ農水省の関係機関が非常に多いわけでありまして、農水大臣がやっぱり積極的なプロモーターになつてほしいというふうに考えます。

と同時に、農水大臣にもう一点伺つておきたいのは、そういう条件下にあるために、言うならば移り住んだ人たちがいるのはその研究機関に勤めている人たちの出費がかさむと、交通費にしてもそうだと思います。ということは認めになりますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 実は、私も就任しますとすぐあそこに行つて、農水省の施設が御指摘のように十幾つかございまして、非常に多いわけでございます。やはりあそこ成果が日本の農政に及ぼす影響は大きいものですから、すぐにあそこへ飛んでいきまして、いろいろ事情を聞きました。その中にいま御指摘のような線も実は訴えられたわけでございます。そういう点につきまして、帰つてまいりまして技術会議を中心にしたしまして検討を命じたわけでございますが、経費がかさむという点は確かに認めざるを得ないと、こんな感じがいたします。

○矢田部理君 そこで、人事院おいでになつておりますか。人事院にお聞きをしておきたいと思ふんですが、筑波に移転する人々を中心にして、ここ十年ばかりの間、筑波手当というのを支給してきまして、給与に八%程度上乗せして支払うという方式でありましたが、その期限が当分の間ということでありましたが、当分の間というのとは十年という理解で、どうも今年末あたりからその十年目か来るということになつておりますが、実際問題といたしまして、研究施設はできたが、いままの論議をしましたように、都市環境、生活環境の整備が決定的におくれている。農水大臣も言われているように、そのために大変な出費がかさむという状況が依然として続いているわけですね。

それからもう一つは、筑波に行かれた研究者や関係の方々には、筑波に希望して行つたのではなくて、東京が過密で研究体制に支障が出ると、あるいは過密過疎対策の問題もあるということで、東京の一部がそのままあそこに移動したんだということ、いわば東京の一部なんだという認識もあるわけですね。そういうことから、東京に住んでいれば支給されてきた調整手当といふものか、それと同じ式のものを実は移転手当として当分の間支給されてきたが、これをこのまま打ち切られるのは大変困る。したがって、引き続きこれを今後とも恒久的に支給の体制をとつてほしいというような要望が非常に強いと思うのですが、この点人事院としてはどんなふうな検討をされ、かつ対応をされようとしているのか、まず伺つておきたいと思ひます。

○説明員(林博男君) 先生御指摘のとおり筑波研究学園都市移転手当というものがございまして、これは試験研究機関が円滑に筑波の方に移つていただくようにという趣旨で昭和四十六年につくられたものでございまして、それで、その当時の改正法の附則におきまして、十年をめぐらしていたしましたこの手当の改廃に関する措置について人事院が国会と内閣に勧告するものとするというふうになつておりました。ことしの十二月がそのタイムリミットと、こういうことになるわけでございます。

それで、検討の方向でございまして、先ほどからお話が出ておりますように、四十六年当時、大昭和五十年に概成が終わると、その後若干の期間を置きまして十年と、こういうことで十年という期間が定められておると、こういうふうな私どもも理解しておるわけでございますが、お話に出ておりますように、これがかなりおくれしておる、こういうことでございまして、それから、そういうことを頭において検討をしたいというふうな考えでおるわけでございます。

○矢田部理君 十二月のたしか十四日あたりがタイムリミットだというふう聞いております。そのうなりますと、その結論はいつごろ、どんな形で出される予定なのか。

○説明員(林博男君) まあ十二月でございましてけれども、それまでの間には毎年給与について報告を申し上げて、必要と認めた場合には国会と内閣に勧告を申し上げる、こういう時期がございまして、できることならばそれまでに結論を得たいというところで、いろいろ出ております生活環境の整備の状況であるとか、あるいは職員の定着の状況であるとか、そういったものについて調査をやつておる、真剣に検討しておるということでございます。

○矢田部理君 八月ごろまでに何か結論が出そうだと。公務員給与の勧告がいつにしようとしてもその時期に予定をされておると思うのですが、そのころまでには結論を出すという考え方でしょうか。

○説明員(林博男君) できれば、せつかくの機会でございますから、そういうときまでに結論を出して何らかの措置を勧告申し上げたいと、こういうことでございまして。

○矢田部理君 そこで、内容にかかわるわけですが、実態調査等も行つておるということですが、あそこにおられる方々の希望、要求としては、単に建設計画がおくれたからその分だけ暫定的に延長するというのではなくて、恒久的なものにしてほしいと。名称はともかくとしても、言うならば調整手当、都市手当的なものの性格づけをしてやつてほしいという点が一点と。それから、移転者には移転手当が出ておるけれども、その後採用になつた者については実はこれは支給をされておらない。移転手当という名称からそうなつてきたのでしようけれども、ところが、同じ生活者の立場から見れば、不便さとか生活環境の整備のおくれとかという点で出費がかさむことについては全く同じなんです。加えて、同じ職場で同じ仕事をしていながら、他方は八%つく、そうでない人はつかないということになりますと、いろいろ人事管理上にも問題があるというふうにも言われているし、筑波研究学園都市の政府機関に勤める人々については全員に支給をすべしという要求。さらにはこの三年間の異動保障——筑波

から転出する場合に、通常筑波以外なら行われるであろう異動保障的なものも考えてほしいというような要求が出されているわけでありますが、実態調査の中ではこの辺の検討も含めてやられていくのでしようか。

○説明員(林博男君) いま先生御指摘のように、これを恒久的な制度にすべきであると、あるいは地元採用といった方も含めまして全員を対象にしてもいい、あるいは筑波研究学園都市からさらに異動された場合にはこれを異動保障の対象にしてもいい、そういう三つの点につきまして関係の職員団体等の方からも十分に御要望を伺っております。ただ、制度本来の趣旨からいまして、やっぱり異動がないという地元の採用の方というのは、これは全国的ないわば市場から優秀な方を採用して行く研究者といったような方がございまして、付近にいろいろ官署がございまして、そこは勤務される方には手当がついておらないわけでございますから、研究学園都市周辺のそういった方々との均衡という問題も片一方ではやはり考えなきゃいけないということでございます。ただ、そういう御要望が非常にございまして、職員の定着あるいは採用の状況といったようなものにつきまして調査をいたしまして、そういった項目をも検討の対象に含めながら検討してまいりたいと、かように考えております。

○矢田部理君 農林水産省としては、いまの筑波手当を都市手当として恒久化するべし、あるいは全員支給にしてほしい、三年間の異動保障も考えてほしいということについては、どういう見解をお持ちでしょうか。

○政府委員(川嶋良一君) 私どもといたしましては、各般のことについて関係の省庁にお願いしているわけでございますが、本件につきましてもいろいろな段階に要望を申し上げておりまして、昨年の段階では調整手当に準ずる形の手当を支給してほしいと、こういう要望を出しておりますし、また先ほど来御議論いただいておりますような状況でございまして、本年等についてもいろいろとまたお願いを申し上げてまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○矢田部理君 農林水産大臣にも、関係機関が多いという意味でその点特段の御努力をいただきたいと同時に、国土庁これで終わりますけれども、この学園都市建設のプロモーターあるいは世話役が国土庁であるわけでありまして、関係省庁にも働きかけて、そういうやっぱり待遇面、単に建物をつくるというだけではなくて、待遇面あるいは生活環境面の整備も一段とやっぱり努力をしてほしいということをお願い申し上げておきたいと思っております。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御趣旨十分体しまして、善処してまいりたいと思っております。

○説明員(井上良蔵君) 御指摘の点いろいろ承りまして、努力をしてみたいと思っております。

○矢田部理君 それから、人事院にも申し上げておきますが、これは衆議院の附帯決議でも、いま私の質問に関連する部分が「当該区域に勤務する職員の勤務条件の改善、特に筑波研究学園都市移転手当てについて適切な措置を検討すること」という附帯決議がついているような状況もあるし、いま関係省庁の意向も、単に労働組合の意向ということだけでなしに、全体的なやっぱり意向となつていくわけでありまして、単に改正がおくれたからしばらくは暫定的に検討してみようということではなしに、恒久化の問題も含めて、真剣に人事院として詰めてほしいということを特に強く要望しておきたいと思っております。いかがですか。

○説明員(林博男君) ただいま先生のお述べになりました御意見等も十分に頭に入れました、さらに附帯決議をちょうだいしておるといふことも腹に考えております。

○委員長(林道君) 人事院、もう結構だそうですね。……

○矢田部理君 農林水産省を中心に話を伺ってきたいと思いますが、先ほど中曽根長官からも伺

いまして、農林水産省として行革に対する取り組みの姿勢について、言うならばいろんな議論が出されているわけですね。たとえば農林水産大臣が積極的に、鈴木総理から特別おしかりを受けたとか、何とか圧力団体ができて云々とかいうことも指摘をされているわけでありまして、さらにまた農林水産省は、件数の点から見ると補助金の問題などについては一番件数が多いということもあって、どちらかというと攻撃の矢面に立たされていくこともわからないわけではないし、また余り弱いところにしわ寄せされるのはどうかという見解も私自身持っているわけでありまして、今後の行革への取り組み、とりわけ補助金の整理等については何らかの具体策、対応策を考えているのでしようか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 鈴木内閣が財政再建を中心として、とにかく行革を強力に進めていくという方針を決定いたしましたので、私としても農林水産省において検討をもういたしておるところでございます。これはもう常に行政改革に心がけることは当然なことであるわけでございます。幸い非常にいま国民の世論が盛り上がってきておるわけでありまして、この機会を逃しては真の行革はなし得ないのではないかと私自身も考えております。したがっていまして決意を新たにしまして、第二臨調の答申等がございましたらば、これを中心にしてこれが実現をしてみたいと、こう考えております。

しかし御承知のように、農林水産省というものは、自然的な条件あるいは経済的な条件あるいは社会的な条件を考慮してみても、非常に不利な面を持つておることは、これはもうだれしも否定し得ないところでございまして、こういう条件下において、国民の命から二番目の大事な食糧を生産をしておるといふ、そういう実態を正しく認識した上において日本の農林業、水産業というものの現状が、いま国際的な環境の中にあつてどういう立場に置かれておるのかということを正しくこれを把握をして、そしてやはり筋の通った答申が

あるものと、こう私は期待をいたしておるわけでございます。

ところが、その私自身農林水産大臣でございまして、日ごろ農林水産大臣の職責を声高らかに言う言明いたしますと、行革に消極的になつたという活字が次の朝出てくると、こういうことであるわけございまして、これはよほどしつかりして取り組まないことにならざるを得ない、こういう感じも持つておるわけございまして、自來、まあ機会あることに筋の通った行革の答申と、第二臨調の答申というものを申し上げておるところでございます。そのかわり、筋のある答申が出ました限りにおいては、これは断固として実行をしてみたいと、こういう姿勢をとつておる次第でございます。

○矢田部理君 行革の問題は、いざれまたいろいろな議論の機会があると思っておりますからその程度にいたしまして、農業と食糧の問題について、大臣の基本的な考え方なり受けとめ方を伺いたいと思っておりますが、八〇年代の世界における農産物の需給見通し、これはどんなふうに見ておられるのでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 八〇年代における食糧の需給の見通しでございますが、世界的な状況でこれを把握して申し上げますと、現時点におきましては、熱波がアメリカに起こりましたとかあるいはソ連の二年連続の不作とか、いろいろな状況がございまして、昨年はかなり需給が逼迫するという状況であつたわけでございます。しかしながら、本年に入りまして、アメリカの小麦の豊作が予想され、あるいはアルゼンチンその他の諸国におきましてもかなりの作柄の好転が見込まれておりまして、さような状況でやや食糧事情は昨年と比較しますと好転の状況にございまして、しかしながら、これを中長期の観点から考えてまいりますと、やはり世界の今後農業に投下される資源的な面、特に土地の面といったようなものは制約がございまして、また一方におきまして、開発途上国におきましますところの人口の増えるい

は飼料穀物等がより将来需要が増すであろうとい
つたような観点がございまして、このような観点
を総合いたしますと中長期的には食糧の世界的な
需給事情は楽観を許さないものというふうに考え
ておる次第でございます。

○矢田部理君 七〇年代前半がどちらかというと
逼迫した状況、後半になって持ち直したが、八〇
年代に再びそういう情勢が出てくる。不安定要因
もいろいろある。加えて、人口増なり開発途上国
の問題などを考えてみますと、全体的に食糧問題
は長期的に見れば容易ならざる状況にあるという
認識が私自身にもあるわけでありますが、そうい
う中において、日本の食糧の自給力が大幅にやっ
ぱり落ち込んできている。そこで、自給力をどう
向上させていくかということが、農業団体あるい
は農家のみならず、政治の世界にとってもきわめ
て重要な課題になっていいると思われるわけであり
ますが、いまの自給力の実態、それから問題点と、
今後の農水省としての自給力向上に向けての取り
組み、展望等について大臣からお話をいただきたい
と思います。

○国務大臣(農岡高夫君) 食糧自給力が年々低下
をしてきている、これは大変だということ、農
政に対する政府の姿勢を正さなければいかぬ、こ
ういうことで、昨年、衆議院、参議院において食
糧自給力強化に関する決議というものがなされた
ことは私も十分承知をいたしております。

この国会決議を踏まえ、なおかつ昨年答申を
急いでもらつて出してもらつたところの農政審議
会の「八〇年代の農政の基本方向」並びに「農産
物の需要と生産の長期見通し」というものの閣議
決定等を通じて、やはり国内で生産し得るもの
はできるだけ国内で生産をするという体制をし
く、同時に、どうしても国内で生産しても需要に
追いつかないという面、たとえばこれは主に飼料
でございしますが、ええ、そういう飼料穀物、そう
いうものについては安定的な輸入の体制を確立を
する、この両方相まって食糧の安全保障の体制を
つくり上げていく、こういうことでございます。

しかるところ、とにかく食糧関係に見ま
すれば、十年後、今日においても自給率の方は大
体の横ばいで七十数%の線をずっと維持してきて
おるわけでございます。今後の見通しにおい
ても食糧の方はそういう心配はない。ただし飼料
穀物、これがやはり肉の消費が伸びていく関係を
どうしても見逃すわけにいかないということ、
この面が若干需要がいまよりも多くなる。国内で
小麦とかあるいは大麦とか豆類とかを生産をいた
し、あるいはトウモロコシ等を生産をいたすとい
たしましても、千六百万トンに及ぶ飼料穀物を全
部賄うなどというようなことはとてもでき
ない。どうしてもその面についての需要が伸びる。
こういうことで、飼料穀物を含めた穀物自給率は
三四から三〇にならざるを得ない。

この点は、私も責任大臣として、何としてでも
この数字は横ばいなり何なりに維持することはでき
ないかというのを農政審議会の方にも再三検
討をお願いしたわけでございしますが、これはやは
り国民の需要構造、食生活の態様等からいって、
どうしてもその点はこれはやはり自給率が落ちざ
るを得ないんだ、そういう厳しい認識を持って農
政に取り組んでもらつた方がよいということであ
る。長期見通しの数字に相なつたわけでござい
まして、これは国会の方からもたびたび御指摘を
受け、弱腰じゃないかという御指摘も受けている
わけでありまして、それがぎりぎりの線であ
る、こういうことでございます。

この長期見通しと農政審議会の答申、それから
国会の御決議、これを基本にいたしまして、国内
で生産する米はこれはもう一〇〇%どころじゃな
い、古米処理に非常な財政支出をせにやならぬと
いったような状態でございます。この米につい
ては需給のバランスをとるといふ強い方針を打ち
出し、施策を打ち出しておるわけでございします。
そして、大豆はほとんど輸入に頼っているわけで
ありますが、日本で納豆とか豆腐とか、そういう
ものを日常食料にいたしております大豆の六割は
日本で作る、小麦も自給率を少し上げよう、

こういうことで生産奨励の道を展開をいたしてお
る、こういうことでございます。

一面、魚離れと申しますか、ことしの漁業白書
でも指摘されておるわけでありまして、畜
産物が伸びまして、魚が若干下降線をたどつてお
る。やはり魚は、最近二百海里時代に入りまして
入漁料という金を払わされるところが多くなつ
てきておりますけれども、これはほとんど、畜産
物よりもどちらかというと格安に生産することが
できるわけでありまして、畜産物は非常に高いも
のにつくわけでございます。そういう意味におい
ては、魚の消費というものをダウンさせないよう
なやはり日本型食生活というものをこれは定着を
さしていかなければならぬ、これが基本である、
こういうことでいま懸命の努力をいたしておる次
第でございます。

○矢田部理君 総括的にお答えをいただいたわけ
であります。大臣も言われておりますように、
全体としては七割前後の自給率になっているわけ
ではあります。が、やっぱり穀物が大きく落ち込ん
でいるというところに一番問題点があるように思
われます。

同時に、それをどうして高めていくのかという
ことになりました。一つは過剰と過少の問題があ
る。さらには、外国の輸入農産物とのかかわり
を抜きにしてはちょっとやっぱり自給の問題は考
えられないという課題がある。そしてまた、いろ
んな方策、方途を講じたとしても、何といつ
てもやっぱり価格の問題の裏打ちを実際どうやっ
ていくのかというようなことがこれはかねてから
言われていることでありますが、非常に大事だとい
う感じがするわけでありまして、その辺の問題
をもうちょっと具体的に説明いただかせませんでし
ょうか。

○国務大臣(農岡高夫君) 御指摘の線、もうその
ものずばりを御指摘いただいたわけでございします
が、やはり昭和五十四年度の数字でございします
けれども、農林水産物で輸入いたしておりますのが
二百八十九億ドル——三百億ドルに近い物を買う

ておるわけがあります。そのとき、五十四年度の
輸入総額がたしか千百億ドルをちょっと切るくら
いだったと思うんですが、そのような状態であり
まして、もうとにかく現在でも、ECにしてもア
メリカにしても、カナダにしても南米にしても、
アジアでもこの国でも、日本に参りまして、私
のところにおいでになる方々は、顔を見ると、わ
れわれの方が安くできるんだからわれわれの国の
農産物を活用してくれと、それが日本のためにな
るんですよというので、特にニュージーランド
の総理とか豪州の皆さん方とかというのはその点
非常に強うございします。さらに、英国の皆さん方
も、日本に売るのは食料じゃないということで、
チヨコレートの関税を安くしてほしいとか、とに
かく日本に対して農林水産物をいかにして売り
つけるかというのがもう日本に駐在しておる外国
の大使さん方の主要な任務じゃないかと言われて
もいいほどの、外国からのこの農産物のやっぱり
輸入要請というものが強いわけでありまして、
そういう中で、やはり日本の農家の諸君が生きて
いくためには、相当思い切つた外国との折衝を
やらにやいかぬと、こういうふうな感じを私は持
ちまして、実は畜産物でニュージーランドと長い
間ごたごたがございました。ECともやはり畜産
物関係で、酪農品関係でごたごたがございました。
したがって、私も強く、しかも日本の実態を
ありのまま相手におつつけまして話し合をした
結果、今後、当分日本に対する農産物の輸入の増
大は言わないと、そのかわり減らさないでくれと、
こういうところで話をつけることができたわけで
あります。

そのようにして、やはりこれは漁業においても
畜産においても、その他の農産物、アメリカがま
た柑橘類をもつと買えと言ってくるに違ひありま
せん。そういう際に、日本の農家の立場を相手に
よくわからせる、これが私はこれからの農政の一
つの大きなポイントであるうと、こう思います。
弱気になってやつていったんでは追いまくられる
と、こういうことと同時に、それだけの情勢を納

得さして相手に同調を求めていくためには、やっぱり日本の農業も努力をして、そうして相手の国に弱みを見せないという努力をしていかなければならぬということをしみじみ感じました。

ニュージーランドのモルドーン総理が、われわれは日本からテレビや自動車やあらゆる物を買っている、それは日本が上手にいい物をつくってくれるからだ、ところが日本は、われわれの方が上手につくっておるバター、われわれの方は日本に比べてチーズのつくり方も数等上手だと、それだから、上手な者のつくる物を買って下手な物はやめたい、こういうことを言うわけでありませぬ。しかし、それは困りますよと、日本はやっぱり牛を飼いたいという農家がいるんだから、牛を飼う以上は、乳をしぼってバターとチーズをつくらにやいかぬのだ、それをチーズをつくらにやい困る、と言われたんじやこれは内政干渉ですよ、日本には日本の立場があるんですから、その辺は余りむちやを言ってもらったんじや困りますよと、日本だつていぶん年々金額にしておたくの方の物を買っているんですからということをよく話したら、最後にはわかつてもらうことができました。

そういうようなことで、これはもう非常に厳しい中でありますよ、日本の農業者の皆さん方も団体の皆さん方も、そういう点を真剣にやっぱ考えて、相手を説得するだけの努力を日本もやっていくということを私は要請をいたしたいわけでございます。今回、蘭糸価格等においてもその点をいふん国会の方からも御指摘をちょうだいいたしまして、あの線におさめたわけでございますが、やっぱりああいう努力をするにことよって、私は二国間で話し合いをする際に、日本もこれだけのとにかく厳しい体制をとったんだ、だからあなたの方でも少しは遠慮してくれと、こういうことで、話し合いが農産物の輸入の増大を防止をしていくというのがやはり一番大事だと、こんなふうな考えでいま指導をいたしております。

○矢田部理君 少しく私も議論したい各論的な問題

題も幾つかあったのですが、日本の農業が確かに国際競争力は弱いということは事実だと思いが、これはやっぱり狭い国土というようなことも含めて、農民自身の責任ではなくて、やっぱり地理的、客観的な条件、制約があるということがあるわけでありまして、そういう問題はあつたにしましても、また短期的に見ますといろいろな外国との貿易摩擦その他もあることもわかりますが、どうもやっぱり、さっきお話があつたように、長期的に見ますと世界の食糧供給はきわめて不安定である。あるいは人口増やいろいろな問題を考えれば、将来いふことが予想されるわけでありまして、から、やっぱり長期的に見れば食糧の自給力を強めていく、高めていくということに格段の努力をしていきたいと思います、たとえばこの二十一年間で農業就業人口は半減してしまつた、しかも専業農家は少なくなつて、ほとんどが兼業農家、農外所得に依拠をしているという現実があるわけでありまして、から、そうなるにつれて農業の担い手そのものがやっぱなくなつてしまふ。

国際的な食糧危機が出てきたときにどうなるのかということも含めて考えると、内閣委員会ですから、これは食糧の本当は安全保障というふうな角度からもう少し実は議論を詰めたい点も幾つか資料的にもあるわけでありまして、その点はもう私から言うまでもないとは思いますが、十分にやっぱり心してやってほしい、とりわけ外国とのかわりについて農家の人たちは、やっぱり輸出立国である、工業製品の輸出の犠牲にされているのではないかと、まあ事実そういう面もあるうかと思つておりますが、かなり厳しい受けとめ方をしているんですね。兼業農家から農外収入へ、こちらに重点が移つてしまつて農業の担い手そのものがやっぱなくなつてしまふ、これをどうするかというところも一つ大事でありますし、また同時に、自給力の向上、強化ということに意を尽くしてほしいと思つております。

一点だけ具体的な問題について申し上げます、たとえば飼料用の穀物、これがほとんど輸入に頼

っている、何とかこれを日本で生産できないのかということが農家自身からもちやっぱ問題が提起をされているわけでありまして、特に最近では、このえさ米を減反あるいは作付転換の後につくろうという動きが各地で起こつてきているわけでありまして、飼料用穀物として、ところが、これが農水省が余りバックアップしない、どちらかというと農家のカンパでやつている。みずからこの資金を集めて零細資金でこれをやつていく、まあ、試験田的なものでありますけれども、現段階は、こういうことではやっぱいかぬと思つたのです、が、この点の見解だけよつと伺つておきたい。

○国務大臣(電岡高夫君) 実は私が就任早々筑波に参りましたのも、そのえさ米のことを見たいばかりに行つたわけでありまして。やっぱ水田の地力を活用して生産できるという強みがあるわけでございますので、ただ、その多収品種の南方系の品種は非常に脱粒性が強く、実が入りますとちよつと動かしもぼろぼろぼろ落ちてしまふという脱粒性があるということ、それと、えさとして果たして採算に乗るかどうかということ、それから採算性がとれるようにするためには多収品種でなければならぬということ、これらの条件をそろえて奨励しなければならぬわけでありまして、いろいろ、全国から集まつた技術者の諸君が多収米、いわゆるえさ米に対する意見等も十分私としては自分で確認をしたつもりでございます。

したがいまして、この水田を活用できるという意義を将来大きくやっぱり生かすにやいかぬと、そのためには新品種の造成が一番だと、遺伝子の組みかえというふうなこともできる世の中になつたわけでありまして、そういうことを駆使して、ひとつ技術陣を挙げてこのえさ米の開発、品種造成に努めると、こういうことでいま予算を計上いたしまして、国を挙げて実を乗り出しておるわけでございまして。したがいまして、国の、県も通じての品種試験、そういう品種改良の試験に提供してもらつたところのいわゆる試験田等につきまして

も、これは生産調整のいわゆるカウントをしてもいいやないかと、そのくらいのことをしてしなけりやなるまいと、こういうことでいま検討をさせ、近く通達を出していきたいという気持ちでとり進めております。えさ米に全く農水省が冷たいなんていうようなことはございせんので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○矢田部理君 時間がなくなりましたので、これは外務省にも実は過剰米、古米の処理問題で、輸出、無償援助等の問題について、少し私の希望、提案もあり、話をしたかったのであります、ちよつと申しわけないのですが、外務省、後で別の機会にあれしたいと思つた。海外技術協力との問題もあつたのですが……。

そこで最後に、時間が来てしまいましたので、農林水産大臣に三點まとめて伺います。

全部研究センター関連であります、当初、研究センターをつくるに当たつて二十一名の新規増を大蔵省に要求していたやうであります、実際にはこれは削られて実現しなかつた。その結果、研究室を五つ削減をしたというやうな経過があるやうであります、が、そうなるにつれて、今後の人員配置と研究体制を一体どうするのか、当初予定しておつたものをどういうふうな臨着していくのかという問題が出てくるわけでありまして、その点は現場の意見等も十分に聞かれて、今後研究体制等に支障がないやう前向きに充実、検討を圖つてほしい、その点の考え方を一点伺つておきたいことがあります。

それから二番目には、鴻巣の農事試験場からの移転が予定をされているわけでありまして、この移転問題については労使間である程度の協議はなされておるわけでありまして、今後やっぱりどうしても移転できない地元の方々とか、あるいは計画がおくれたためにいろいろな障害、支障も出てくることも予定をされているわけでありまして、出血とか強制配転はしないという前提に立つて十分に組合との話し合いをしてほしい、この点についての見解を承りたいのが第二点であります。

それから三番目には、全国的な研究センターの意味を持つ今度の農業研究センターの今後の役割についての要望でありますけれども、当然いままでも個別的にいろいろな試験場なり研究機関があるものを、総合性それから中心的な役割りを担わせるということでは私も十分理解できるわけでありますが、それだけではなしに、開かれた研究機関として、地元や県との連携も密にしなから、地域的なメリットについてもひとつ研究の成果を地域のやっばり農民の方や自治体等にも十分にプラスになるような方向で役割りを考えてほしい、こういうこと。

以上、要望と質問を兼ねたような話になりましたが、三点について農林水産大臣の見解を承って、私の質問を終わります。

○国務大臣(亀岡高夫君) 研究センターの機構整備、機構充実につきましては、今後も厳しい財政事情の中ではありますが、省内の配転等を十分きわめまして、試験研究にいきさかも支障を来すことのないような体制をつくっていききたい、そのために全力を挙げたいと思います。

それにつきましては、農水省というところは技術は余り重んじない省と言うと怒られるかもしれませんが、とにかく東京大学を出ても、農学部を出た人は局長になれないというようないことがまだあるわけですね。私も行ってみてびっくりしているんです。ですから、やっばり私はこれからの農林水産行政というものは、技術と法律関係、事務と、ソフトウェアとハードと渾然一体となった中から生まれ出してくる、にじみ出してくる活力がやっばり推進力となって農民のための真の農林水産行政が生まれてくるものと、こういうことを行きますとすぐいろいろ話しまして、そうして五十六年度の予算で技術総括審議官というものを設置していただきました。そうして、これが官房長とよく打ち合わせをしながら、やっばり管理者としての技術者を養育して、訓練をして、そうして高級理事者、高級管理者としての仕事ができるようにしていかにいけません。そういう人

をやっばりセンターの所長ぐらいにしませんと、技術者は技術者でもう下ばかり向いちゃったような形になっちゃって、本当に建設費あたりと比べますと何かこう——おしかりを受けるかもしれないけれども、私率直に感じたわけでございます。したがって、そういう点を正していきたくためにも、この研究センター等の人事の充実につきましては心してやっていきたいと考えます。

鴻巣の試験場の移転につきましては、これはもういろいろな事情も聞いておりますが、犠牲者の出ないように、出血のないような方策でおさめていきたい、進めていきたい、こう考えております。

私も筑波に参りまして、地元の方々にもお集まりいただきまして、地元の試験場の皆さん方にもお集まりいただきまして、一緒に市町村長さんやあるいは協同組合長さんや農業関係者の方々、あるいは普及員の皆さん等も集まってもらいまして、そしてここは皆さんの試験場ですよと、ですから筑波の試験場の所長さん、場長さん方も、とにかく研究データが本当に農家のために光を放つようなことをするために、やっばり開かれた、いろいろな人の意見を聞いていくことが大事だからというわけで、やかましくその点は言うてござい

ますので、これからのそういう点に十分気をつけてやっばりまいりたい、こう思います。

○山崎昇君 きょうの私の質問時間は半分削られてしまつて、予定より三十分ぐらひ少なくなつてしまひましたから、後日に大半譲ることにして、二、三お聞きしておきたいと思ひますが、実は私の手元にここの三月、財団法人行政官制研究センターというところで行政ビジョンに関するアンケート調査というのが行われまして、その結果報告の書類を持っているわけなんです、そこでまず農水省関係の分についてあなたの感想を、大臣ひとつ聞いておきたい。

これを見ますと「今後力を入れたい生活分野」という中で、第一位が住生活——住むところ、これが二四・七％。二番目が食生活二一・四％。三番目が教養・文化一六・三％。四番目がレジャー・余暇生活一四・一％。大体こんな順序で並んでいるわけなんです、そういう意味で言うると、食生活が二番目でありまして、このアンケートに応じた方の五人に一人は食生活を重大視をしているということになれば、言葉をかえて言えば、その最も身近な担当省としては農林水産省が最も重要だという考え方に立っているんじゃないだろうかというふうに思ひます。また、重ねて中央官庁の印象についてこれがアンケートをとつておりますが、最も親しみを感ずる官庁はどこかと——農林水産省が第四位というんです、建設省は七位ですね。それから、最も強力であると考える官庁はどこですか——農林水産省が十位、建設省が十二位。頼りにしている官庁はどこか——農林水産省が第三位、建設省が第十一位なんです。

だから、住生活が重要だというわりあいに建設省には余り高い評価はない。二番目でありまして農林水産省に対して親しみを持っておるし、強力であるとも考えてもおるし、かなりアンケートに応じた人は頼りにしているんじゃないかと、こう思ひます。そういう意味で言うると、大臣の能力いかんは別といたしまして、私は農林水産省という官庁というのはきわめて国民生活にとりまして重大な官庁である、こう判断して間違ひないんじゃないだろうか、こう思ひます。

いま、ざつと私は二、三御紹介申し上げたんだが、このアンケートの結果について、まずあなたはどうな感想をお持ちか、それからまずお聞きをしておきます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 率直に国民の意向を表明したものでして、もう私もそのような国民の気持ちるを大體中心にして農林水産行政を進めておると、こういうような気持ちるを率直に申し上げたいと思ひます。

○山崎昇君 そこで、いま矢田部委員から、一部国際的な食糧の需給問題に関連して方針を伺つたわけなんです、グブツてお伺ひすることになるんですが、一九八〇年代を迎えて、一体これからの農政の基本というのはどこにあるんだろうか。大ざ

っぱに私は中身を四つほどに分けてお聞きをしたいと思ひますが、一つは農業政策、二つ目は林業に関する政策、三つ目は水産業、そして四つ目は畜産、大體この四つぐらひに大ざつぱに分けて、どういうあなたは基本方針でこれから臨もうとするのか。これは後日、行政機構改革がいま重要な段階にありますだけに、私は農林水産省の機構のあり方とこれは関連をしてくると考えて、あなたのまず基本的な考え方をきょうはお聞きをしておきたい、こう思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 先ほど触れたわけでありまして、昨年、国会で食糧自給力強化に関する決議が出されたということ、それによつて農政の位置づけを国権の最高機関の国会でやっていただいたという認識を持っております。

次には、二、三年かかつてなかなか答申が得られなかつたわけでありまして、私も就任いたしました、第二期生産調整を進めるには、八〇年代の農政の基本方向並びに長期見通しというものがないと、これはもう農家に生産調整の協力を呼びかけられないよと、こういうことで生産調整答申を急いでいただきたいわけでございます。この八〇年代の基本方向という答申、長期見通し、これらを踏まえて、とにかく生産並びに輸入の食糧の体制を固めるということの基本にしていかなければならないと。それにいたしましたけれども、日本でつくれないものはできるだけつくらないければいけないということ、自給力を維持、強化をしていくという姿勢を基本としなければならぬ。

その際何としても、米を食わなくなつたわけでありまして、その食わない米をつくつていいのかどうかという問題、これは私はもう食わないものをつくつていったんでは農家はやがては大変な事態になるわけでありまして、これは多少厳しくとも生産調整で需給のバランスをとるような方向にリードしなければならぬと、こう思ひまして、この点を強く打ち出しております。そして、日本ではできるものはできるだけあの十年後の長期見通しに基づいた目標のもとにやっばりまいる。そのた

めには、えさ米の研究も大々的に、積極的にやる。同時に私は、えさ資源の、草資源の開発というものが、これがもう日本は非常におくれております。学問的にもおくれております。もう大学で草問題を研究する大学というのは数えるほどしかございません。国立大学ではほとんどやってもらえない。こういうことでありますので、やっぱり草資源の開発、これに全力を尽くす。

幸い、酪農とかそれから施設園芸とか、養鶏とか養豚とかについては、非常にやっぱり農家の諸君の積極的な姿勢が出てきておりまして、もう酪農のごときは形の上では一応ヨーロッパ並みの酪農ができ上がっております。しかし、内容は非常に無理をしてやっておりますので、その内容は厳しい、苦しい状態でありまして、この厳しき、苦しきをこれから施策によって取り除いてやれば、酪農あるいは養豚、養鶏、そういう面においてはこれは十分国際的に対応できる体制ができる。にしても、やっぱりえさ資源をもっと積極的に開発していかねばならないということ、その面に力を入れさせております。それから養豚、養鶏につきましても、これは何といたしてもえさでございまして、このえさを安定的に求めることのできる体制、それがためのASEANに対する経済協力、南米に対する経済協力、そういうふうなことをいたしましてえさ資源の確保をまいりたい、こういうことで大体やっております。

林業については、これは私はもう率直に言わしていただくならば、やっぱりこの辺でもう少し林業に対する国民の意識を強くしてもらいたい。そのためには、就任しました次の日に文部省にお願ひして、小学校の学習指導要領、中学校の学習指導要領、あの中に残念ながら治山治水に対する、森林に対する、林業経営に対する重要さというものを教えるようにというところが一つ書いてない。これはもう全く驚きまして、これは文部省にお願ひをしてこれをやっていただかにやいかぬ。日本はいま山が非常に荒れております。荒れておりますために、マツクイムシ等の跳梁を許し

ておるといふふうにも見ることができるといふ荒れております。

それと、林野庁に言わせるといふことを言いますけれども、やっぱり造林面積が年々減っております。これは私は大変なことだと思っております。二千四百万ヘクタールのこの林野面積に植林がほとんど進んでいて、一時は四十万ヘクタール以上の造林をしておたわけでありましたが、現在は二十万ヘクタールを割るというふうな状態、こういう状態ではいけませんので、私も林野の組合員の皆さん方とも話しているんですが、やっぱり林業というのは郵便と同じで、手を使わねば木は植えられないんです。どうしても農業のように機械化できない。そういうことでありますので、やっぱり山から人をおろさない、減らさない。

それには、国有林が幸いにああいうふうな体制であるわけですから、これをもっと林野の皆さん方にも働いていただいて、日本の山を美林にして子々孫々に渡していくという処置をいまいかなければ大変なことになる、こういうような感じがいたします。山に木がなくなると水が切れてきます。四国の川のごときは、もう雨が降らなくとも茶色になって流れておる。こういうような事態も出てきておるもので、そういう面を五十六年度の予算編成にも、大分大蔵の諸君をあれしめて、拡大造林というふうな線を打ち出していただいた。造林をこれから積極的に展開をしていきたい、こう思います。

それから水産でございますが、これはもうなかなか大変なあれでありまして、一千万トンの漁獲をこの厳しい情勢の中で上げております。これは私は大変なものだと思います。これを維持してまいりますことがやっぱり食糧自給力を高めていく、ゆえんであると、こう思います。ところが油が高い、もう入漁条件、二百海里の中における漁業の条件が非常に厳しくなってくるということ、こういう問題について、やはり外交的な体制をとって、そうしてできるだけ信頼関係を打ち立てて漁業の展開を進めてまいりたい。

同時に私は、捕鯨業というものはもう日本からなくしちやいかぬと思うんです。ところが私の部屋に、農水大臣の部屋にうす高くアメリカから来た陳情書を積み上げてあります。十何万通かになっております。いまでも毎日来ております。それは、鯨をとってはいけぬ、鯨を食べてはいけぬ、という陳情書なんです。近く国際捕鯨委員会が英国で開かれますが、あそここの会議に参りますと、捕鯨関係の方々が非常な苦勞をして、やっと一船団だけの捕鯨の情勢を確保してある。これによっても雇用は相当なものを持っておるわけでありまして、これを今後存続していくために、やっぱり皆さん方の御協力もお願いしたい、という感じがいたすわけでございまして。農水省といまして全力を挙げてやっております。農水省といたしましては先ほど申し上げましたので、この点を申し上げましてやっております。畜産につきましては先ほど申し上げましたので、これからは酪農関係では、特に今度の予算で確立いたしました、乳価決定の際に確立していただいた長期低利の資金を豊富に酪農者の諸君に届くような施策を講じていきたい、こう思っております。

以上でございます。

○山崎昇君 いまお聞きして、聞けば聞くほど明る材料は一つもない。

たとえば農業で言えば、減反政策がいまわんわん大騒ぎですね。それから食糧法の改正でこれからまた大変なことですね。畑作転換やらせている人なものをつくらせりや、それは価格で全然だめになる。それから農業の基盤整備が一体どうなっているかというところもそううまくいってない。そして私は、この間ある農業関係の方に聞くと、昔と大変な違いは、たとえば水田一つとてみて昔は稲わらというのが使えたですね。いまは機械で刈って、そのまま根っこだけ残りますから、四年もたつと水はけが悪くなるというんですね。結局、だからそのたんぼを手入れしなければだめになってくる。そういう意味で言うならば、あえて減反政策やらぬでも、四年に一遍ぐらいは四分

のぐらいつつ転換できるではないかという意見もあつたりしました。

しかし、私は専門ではありませんからその点よくわかりませんが、いずれにいたしましても、農業もいまのままでいつた行き詰まっちゃって、一体これはどこへ行くんだろうか。いまあなたの説明を聞いておつても、どうも私はよくわからない。そういう意味で、本当にこれは農業一つ考えても、相当根本から改めなければならぬものじゃないだろうか。ただ、米だけに終始しまして、そして減反減反で大騒ぎやつていけばいいというもののじゃないんじやないだろうか、こういう感じがします。

それから林業にいたしまして、ようやくいまごろになって、山が坊主になって、それによつてマツクイムシも発生してたり、あるいは大変だという話ですね。学習指導要領に治山治水のことが何も書かれてないとか、いまそんな話でありまして。小学校から教えて、これからやっていくなんていったら気の遠くなるような先の話ですね。一体今日まで林業政策というのは何をとってきたんだろうか。私は、やっぱり素人でありましてけれども、疑問に思いますね。

それから、いま水産業の問題も出ました。私も水産業の問題については、これも専門外でもありますが、それだけでも、かつて中国を約一カ月半ほど私は社会党の漁業視察団長で視察したことがありまして、中国の場合はほとんど養殖ですね。沿岸は少しやりやすけれども、日本のような大資本がおりまして、世界の海をまたにかけて、とれるだけ、とり上げるだけとるなんていうそういう漁業はやっておりませんね、中国の場合には。あれを見て私は、いまからこれ十年ほど前でありましてけれども、そのころから中国はもう養殖にかなり力点を置いて、育てて、つくってそれを食べる、そしてたん白資源というものを大事にしている。こういうことを私は見るときに、日本の水産のあり方一つとてみまして、また少し私のこととで恐縮ですが、河野謙三さんが参議院の議長時

代に一編一緒に私は外国へ行きました。スペインの沖にラスパルマスという島がありまして、あそこでいろんな話を聞いたときに、日本の日本水産だとか大手の水産会社が一体外国の海で何をやっているか、それはもう底びき船で根こそぎとって、それでとり上げたもので要らないものはその海で捨ててくる。だんだん、十年もたちましたら漁獲高が半分減る。出漁の距離が倍行かなければとれなくなつた。こういう説明をばくら受けてきました。

言うならば、日本の水産というのは、これは技術もいいでしょけれども、乱獲もいところですね。そういうことについてもほとんど何にも政策らしいものがない。いまお聞きしまして、鯨の話聞きました。鯨の話どころじゃないんです。しかし、実際問題として二百海里の問題が起きたり、さまざまありましたけれども、水産資源そのものはそんなに、かつてのようにとれないわけじゃないんです。そういう意味で言うと、私は水産の政策についても相当これ考え方というのを要えなければ、いまのような大資本に任せておいて、そのままのほうに任せたいだけというおいてやらせるというやり方はどうだろうかという気がいたします。

また、最後の畜産であります。私は畜産は少し経験があります。中学出るまで私は農家でありましたから、当時でありますけれども、豚五十頭ぐらい飼つておりました、私自身で。いまのようを買つてきたえさで私も育てませんでした。一軒一軒私ども残飯もらつて、残飯を煮て食わした。いまそんなことすぐできるわけでありせんけれども、いづれにいたしましても何か養鶏、養豚に力を入れるような話で、飼料の問題が大変重要だと。確かに重要でありますけれども、そういう意味で言うと、いまの畜産行政そのものについても私は何とはなしにそぐわない感じを持つてしようがないんです。

そういう意味でいまあなたの——きょうは私は聞く程度にしておきますけれども、いづれにいた

しましても、先ほどのアンケートでありませんが、国民の五人に一人は大変皆さんの行政というものを目を向けながら、そして強力な官庁だというふうに信じてながら、これからの日本の食生活というものをやろうとしていくわけでありまして、当然これは行政機構とも絡みますけれども、どうぞひとつ農政の全般についても少し、私、いままでの何かちよこちよこつといじくるようなやり方だけではいしようもないんじゃないだろうか、そういう気がいたします。

そこで、一つだけ具体的にお聞きしますが、私はいま社会党で責任者でもありますために、北海道の貝殻島のコンブ漁の問題について、四年ばかり毎年モスコへ参りまして、漁業相あるいは貿易相あるいはソ連共産党中央委員会の国際局ともかなり激論やつていっているんですが、ここ三年ぐらいただちやつてどうしようもないわけなんです。が、一体農林水産省としては、この貝殻島のコンブ漁についてどういうふうにいま把握をして、今後これをどういうふうに打開をしていこうというのか。本来なら、これは外務省にも来てもらつて私は聞きたいと思つておりましたけれども、とても全体的な時間がありませんので外務省呼んでおりました。したがって、農水大臣から現状と今後の方針についてお聞きをしておきたいと思つて

す。○政府委員(今村重夫君) 御指摘のように、貝殻島のコンブにつきましては、五十二年のソ連の二百海里水域の設定のあたりを受けてまして、ソ連側が民間協定の延長にに応じないということでは出漁はできなくなつております。いろいろ関係者の皆様方にお骨折りをいただいて、いろいろと各方面とソ連との交渉を行つておりますが、日ソ双方の立場が折り合いませんで、出漁できない状態が続いておるわけでございます。私たちとしては、貝殻島の周辺水域におきますコンブ漁は零細漁民の生活にかかわる問題でございますから、今後ともコンブ漁が早期に再開できるようにできるだけ努力をいたしたいと思つておるわけでございます。

す。交渉の現状でございますが、私もこの前、日ソサケ・マス交渉が終りました後、クドリヤフツエフ第一次官との問題について議論をいたしましたが、ソ連の提案は三つ、問題としてございす。一つは、島の名前をどういうふうに表示するかという問題でございます。それから第二は、許可証をどうするかということでございます。第三番目は、違反をした場合の処分をどうするかという問題でございます。この一、二につきましては何とか私はこなす方法があるんじゃないかというふうに見ておりますが、第三番目の裁判官権の問題は、これは領土にかかわる問題でございます。ツェフも、コンブはソ連では食べませんからこれは日本でもつてもらつて結構なんです、そういううしろものですから入漁料はお心任せで結構ですと、しかし出漁した場合に、違反をした場合にはソ連の法令によつて処罰をするという、ことを明記をしてもらいたいということでございます。これを協定に明記をするということになりますと、裁判官権がソ連に移るといふことでございますから、領土の問題として日本としてなかなかこなせる問題ではないわけで、この点がいま最大の問題になつておるわけでございます。

旧協定によりますれば、御存じのように、ソ連の法令に従つて操業しなければいけないという趣旨も書いてございまして、私は、恐らく領土問題は避けて通るとすれば、その旧協定のような表現が限度ではあるまいかというふうに思いますが、ここら辺のことにつきましてどういうふうな将来これをこなしていくか、これが問題だと認識しております。

同時にまた、そういう出漁できる前までには、たとえば第二貝殻島と言つて魚礁を入れておりますが、これで大体いまままでとれましたところの半分ぐらいはとれるようになると思つて、さらにまた品質が悪いという話がございます、さらにまた魚礁をほうり込むかということになりますと場

所がないと、こういうことになりました、第二貝殻島をさらにつくつていくということについても問題があるのでございますけれども、強力かつしんぼう強く交渉を続けると同時に、漁民の方々の希望に沿つて水産振興対策としてやり得ることがあれば、これは水産庁としても積極的に取り組んでいきたいというふうな考えておる次第でございます。

○山崎昇君 この問題は私もむずかしさは承知をしております。ただ、先般根室地域の漁民の方々、漁協の方々たくさんおいでになりました、もう幹部としては、このまま推移をすればもうどういふふうに出ていくと言ふんです、とめられまへんと。もうそういういま状況にございす。これは生活の問題でありますからなかなかとめにくいわけがあります。

そこで、もうそういう方向に行つてしまえば、中央でいろいろなことを考えたといひましたし、現地は領土感覚というのは逆になくなりまして、そして自分の生活を守るためにはやむを得ませんといふことにこれは突つ込んでいふ。そういういま状況にあるわけですね。ですから、これは農水大臣、よほどきちつとして政治力を持つてやりますと、現地は一艘即発のいま状況にある。こういう状態なんです。その辺は水産庁の長官御存じだと思つておられます。私もいろいろあの方々に聞いたら、なるほど本文で明記をすればいろいろ問題があるけれども、たとえば書簡でありますとか、まあ外交用語で言えば交換公文でありますとか、そういう形で何らかの形で向こうの言ひ分は言ひ分、われわれの見解は見解で述べておく、そういうような形でもこれでいいものだろうかというふうな意見もございまして、これは外務省でも詰めてもらわなきゃなりませんけれども、これは中心になりますやうに農林水産省といたしまして、この現状を十分ひとつ見詰めてもらつて、早くこれやりますと、と、ことしでこれ四年目になりますので、大変な状態が起きてくるんじゃないか、こう思ひます。

それからさらに、これを放置いたしますという
と、御案内のように、レボ船問題とかもうあらぬ
方向に走るといふ点もやっぱり私も心配をして
います。私も北海道でありますだけに心配をして
いるわけなんです、その点について重ねてひと
つ長官と大臣の見解を聞いておきたいと思いま
す。

○政府委員(今村實夫君) ただいま御指摘のご
ざいましたような現地の事情につきましては、私も現
地の方々あるいは現地の指導者の方々から十分状
況を聞いて承知をいたしております。したがいま
して、何らかの方法において早急にこの問題を解
決していききたいという気持ちはもうやまやまご
ざいます。先ほど申し上げましたたとえば協
定書と議事録とを別々にするとか、何か方法はあ
るじゃないかということなんですが、そういう提
案も――提案と言うと語弊がありますが、話もい
たしておりますが、しかし、それは協定書であろ
うと議事録というふうなものであろうと、とにか
くそのソ連の領土であるということとを明記をす
れば向こうはいつてもとせまうと、というところ
に非常に問題があるわけで、これを何とかそうい
うことでないような形でソ連が話に乗ってくる
れば片づくんですけれども、その点につきまし
てはまあいろいろ、一つは表現の方法の問題が
あると思っております。これは外務省ともいろいろ私
たちは打ち合わせをいたしておりますが、表現の
方法によって避けて通れる問題かどうかというこ
ろがなかなかむずかしい問題でございまして、
いづれにしましても、そういう問題につきまし
ては私たちは鋭意外務省と詰めていきたいという
ふうに思っております。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私も現地の方々の声を
十二分にお聞きをいたしておりますので、事情も
よくわかっております。したがいまして、先般水
産庁長官がモスコに参りますときに、その辺
の話合いもしてくるようになされたわけでありま
すが、ただいま報告申し上げましたような線で、
事やはお互いの国家の基本に関する問題を含む

というふうな問題がございますものですから、な
かなか解決の道を見出すのに苦労をいたしてお
る。しかし、やはり気長に根気よく、外務省とよ
く連絡をとりまして、善処してまいりたいと思
うわけであります。

○山崎昇君 きょう時間ありませんから、食糧の
自給率とか食糧安全保障問題、次回にしたいと思
います。次に、先ほどもちよつと大臣からも触
れられましたけれども、マツクイムシの対策につ
いてお聞きをしておきたいと思っておりますが、今日
までの対策の実績について伺いたいことが一
点と、それからマツクイムシの対策特別措置法が
ありますが、これも時限立法でありますために、
これが延長という形をお考えになつてゐるのかど
うか。それからあわせて、このマツクイムシ
はもう大変な状況にあるようでありますが、今後
一体どういう対策を講じてこの絶滅を期してい
くというのか。この点、三点にまとめてお聞きを
したいと思ひます。

○政府委員(須藤徹男君) まず、このマツクイム
シ防除の実績でございますが、五十二年以降の
民有林の特別防除、つまり空中散布ですね、の
実績は、五十二年度が八万七千六百ヘクタール、
五十三年度が十萬三千七百ヘクタール、五十四年
度が十二萬一千二百ヘクタール、五十五年度が十
三萬二千六百ヘクタールということになつており
ますが、この面積は被害面積の二割強というよう
な数字になつております。その他の被害地につ
きましては、地上散布、伐倒駆除等の防除措置を
実施してきたところでございます。

なお、このマツクイムシの被害は五十一年度、
五十二年と逐年減少したわけでございしますが、
五十三年度におきまして夏季の異常気象の影響も
ございまして、五十三年度及び五十四年度ではそ
れぞれ民有林、国有林合わせまして二百七萬立方メ
ートル及び二百四十三萬立方メートルというよう
な状態になつておるわけでございします。しかしな
がら、保安林等の公益上非常に重要な松林につ
きましては、特別防除が計画的に実施されておると

いう松林におきましては十分効果を上げてゐる
ところでございまして、なお五十五年度の被害量に
つきましては現在取りまとめ中でございしますけ
れども、おおむね二百萬立方程度になるものと見
込まれております。

このようなことから、いまお話しございました
うに、特別措置法は五十六年度で切れるわけで
ございします。現段階ではこの五十六年度単年度
で終息させるというわけにはなかなかまいらない
というところでございします。したがいまして、今後
の問題につきましては、今後の被害状況を踏まえ
まして、またマツクイムシ対策全般についての広
く各分野からの方々の御意見もいただいた上で、
その取り扱い等について検討を進めるといふこと
にいたしておるわけでございします。

なお、マツクイムシ防除問題懇談会というの
がございまして、各界の有識者にお集まりをいた
だきまして、先般最終的な取りまとめをいたした
わけでございします。今後の防除の対策に資する
ためにいまの懇談会を開いたわけでございします
けれども、マツクイムシ被害の程度、態様が地域に
よつて著しく異なつてゐるという現状でございま
して、これらの地域の実態に応じた多様な防
除戦術を構築する必要があるというふうになつて
おるわけでございまして、薬剤の空中散布、あ
るいは地上散布、被害木の伐倒駆除など各種の防
除を合理的に組み合わせて実施するとともに、被
害木の利用や被害地の自主転換の促進並びに被害
材の移動制限措置にかかる監視体制の整備を図
るなど総合的な防除対策を講ずる必要があるとい
うことが言われておるわけでございまして、私ども
としてはこの線に沿つてどのようにいたしますか、
現在検討中の段階でございします。

○山崎昇君 いずれにしても、このマツクイムシ
については絶滅しているわけでもないし、それか
らいま御説明ありましたけれども、幾らかはそれ
は効果があるのかもしれないけれども、これは
また容易でない状態であることも明らかである。

そして五十七年度予算が、おととも大蔵大臣に
聞きましたら、シーリング枠は六月の上旬前後に
決めて、そして臨調の意見等も参酌して、後は通
常ベースと言いましたから、八月いっぱいぐらい
に予算査定等々に入つていくんじゃないかと思
うんですね。そういう意味で言うと、この特別措置
法の扱いもそのころまでにやつぱりある程度結論
を出すんじゃないか。いまお聞き
しますという、何か延長するといふような方向に
かなり傾いてゐるというふうにも受け取れるし、
その辺、いまの段階では言えないのかもしませ
んが、私の受け取り方としては、やはり絶滅させ
るためにはとりあえずこの特別措置法を延長して
やつていく以外にないのではないかと、いう気も
いたしますが、その点重ねてひとつ聞いておきます。

○政府委員(須藤徹男君) いまの検討の段階は、
お話しございましたように、この特別措置法をそ
のまま延長するかどうか、あるいはこれを一部修正
しまして、いろいろな御意見がございしますので、い
ろいろな今後の防除手段等を盛り込んで装いを新
たにして出すか、いま鋭意検討しておりますし、
お話しございましたように、なるべく早急に結論を
出したというふうなことを考えております。

○山崎昇君 それではきょうはもう一問だけ、ち
ょうど林野庁おりますから、聞いておきますが、
俗にいう振動病ですね、白ろう病。これはいま国
有林関係はどんな状況にあるんでしょうか。
それから、先般私のところへ民間林業の方々が
たくさんおいでになりまして、労働大臣にも実
要請書を出しておるようでございしますが、この民
有林関係の振動病について、林野庁としてもこれ
はやはり相当関心を持たざるを得ないのではない
か。そういう意味では、いま現状が大体どうい
うふうになつておつて、そしてそれに対して林野
庁としてはどういふ対策を講じようとするのか、そ
の点をお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(須藤徹男君) まず、国有林関係で
ございしますが、結論から申し上げますと、毎年減
つてきておるということにございまして、一番多

つたのは昭和四十九年の七百八十八人の認定でございまして、五十三年は八十七人、五十四年は七十三人と、逐次減つてきておるわけでございまして。それから、民有林関係でございまして、労働者が振動障害者として認定し療養中の者は、五十五年三月末現在で四千八百九人、新規非認定者延べ数でございまして、同日現在で五千七百二十五人というふう聞いておるわけでございまして、民有林につきましては残念ながら認定患者がふえておるといふ事態でございまして。

そこで、この振動障害につきましては、当然のこととてございまして、これが発生しないということにすることが基本的に重要であるとともに、罹病した者に対する治療に努力することが肝要であるといふふうな考へておるわけでございまして。このために、関係省庁によりまして振動障害対策推進関係省庁連絡会議を設置いたしまして、連絡調整を密にしなからそれぞれ振動障害対策を実施しておるわけでございまして、林野庁といたしましては、五十六年度におきましては、林業振興の立場から予防対策の一環といたしましていろいろな施策を講ずることによりまして、この対策の推進を図るといふこととしておるわけでございまして。

まず一つは、前々から決められております振動機械操作時間規制等の予防措置を徹底する。それから二番目に、振動の少ない機械、大分開発されておりますが、及び代替機械等を開発導入する。それから特殊健康診断、治療実施体制の整備。それから振動機械使用者に対しまして振動障害予防のための巡回指導。こういうものを五十六年度さらに徹底をしてやうまいりたいといふふうな考へておる次第でございまして。

○山崎昇君 いまのあなたの説明を聞きまして、国有林関係が減つてきて四十九年ころには七百八十八人、五十三年には八十七名ぐらまで減つておる。ところが逆に民有林がふえておる。一体これ、どういふふうな私ども理解をしたらいいんだらうか。チェーンソーなんかもう改良されたとも私ども聞いておりますし、それからかなり

国有林の場合には、あなた方も組合との話し合いもあつて、いろんな手だてを尽くしたんじゃないかと思ひますが、まだまだ問題はあります。しかし民有林がこれだけふえてきて、五十五年の三月現在で四千八百九人が認定患者で、非認定が五千七百二十五人もまだ残つておつて、そしてさらにふえつとあると、これはよほど私も心してやれませんと大変なことになるんじゃないだろうか。これはやっぱり労働条件が相当私は悪いんじゃないんだらうか。そして、一たんこういうものになつたらもう雇用ができない、生活安定ができな。だから、私もへ参りましたこの陳情書を見て、あわせて雇用安定というものについてかなり強く述べられておりますね。こういうものについて、一体大臣、これどういふふうにお考へでしょうか。

林野庁がもうろん窓口でやるわけでしようけれども、私はいまの数字聞いてもびつくりするんです、これ、本当に。そして、さつき大臣から日本の林業はもう大変でございまして言われた。山から緑なくなるようなさつきのお話でした。それが治山治水にもかかわつてくれば、あるいはマツクイムシにもあなはかかわると言つた。そういうことを考へるときに、その林業で働く労働者、特に民有林の労働者でだんだん白ろう病の患者がふえてきておる。これは私は放置できない、これは根本的にひとつ考へてもらわなきゃならぬじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(須藤徹男君) ただいま先生から御指摘ございましたように、民有林におきましては林業労働者の多くが短期的な雇用である、事業主間を移動するといふことが多いわけでございまして、そういう面から安全管理体制が総じて浸透しにくいといふ状況にあつたといふふうな考へられるわけでございまして。また、いま環境が非常に悪いといふ御指摘がございましたが、労働者が暴露を受けました振動や騒音の蓄積に加えて、作業環境が寒冷であるといふようないろいろなそういう要因が複雑に絡み合つて発現すると言われて

おる本障害の特性があることなどから、振動障害の予防対策の効果が直ちにあらわれにくいということが主要な原因であるといふふうな考へております。

また、先般林野庁が実施いたしました林業における振動機械使用者の実態調査報告によりまして、二時間規制がいまだに守られてないというのでもまだ若干あるわけでございまして。また、この健診を受けていないというのもあるわけでございします。そういうことで、新たに発生するというよりも、むしろ潜在患者の発掘が非常におくれているといふことが実態ではないかといふふうな考へております。

○山崎昇君 大臣どうですか、これ林業政策上から見ても。

○国務大臣(亀岡高夫君) この問題につきましては、林野庁長官から御報告申し上げましたとおり、懸命に患者の発掘ということに、森林組合あるいは都道府県、さらには市町村の協力を得まして努力をいたしているわけでありますが、先生御指摘のごとく、やはり生活がかかつておるといふような立場で、なかなか積極的には、よほど悪くなつてからじゃないと申し出てこないという面があるんじゃないかと思はれる節もございします。したがしまして、この点につきましてはいままで以上に努力をいたしまして、早期発見、早期治療、早期にすればそうひどくならないで済むわけでありまして、その点もよく関係団体、自治体等とも協力して、少なくしていく方向に、絶滅を期してやうまいきたいと考へます。

○委員長(林道君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十三分散会

昭和五十六年五月二十五日印刷

昭和五十六年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W